

東洋英和女学院大学における公的研究費の不正使用防止体制と不正防止計画の策定について

東洋英和女学院大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日付け）をもとに、本学における公的研究費の適正な運営・管理及び責任体制について整備を進めてまいりました。

2008年4月からは、公的研究費の運営・管理を公正に遂行することを目的として、東洋英和女学院大学研究活動に係る不正防止に関する規程を定めました。

今後、以下の不正防止体制と不正防止計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関する関連規程等の整備を進めるとともに、公的研究費を含む経費支出の不正使用防止ならびに適正な運営・管理の体制整備に努めてまいります。

I 機関内の責任体制の明確化

本学において、公的研究費の運営・管理に関する管理責任者、責任範囲を下記のとおりとします。

1 最高管理責任者

最高管理責任者は、学長とし、大学全体の公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。

2 統括管理責任者

統括管理責任者は、事務部長とし、最高管理責任者を補佐し、公的資金等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

3 部局責任者

部局責任者は、予算管理責任者とし、公的研究費等の事務を担当する部署の長として、公的研究費等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持ちます。

4 事務担当者

事務担当者は、予算管理責任者の指示のもと、公的研究費等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持ちます。

5 防止計画推進部署

総務課を防止計画推進部署とし、研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当します。

- ・ 「東洋英和女学院大学における公的研究費管理・運営体制」

II 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 ルールの明確化・統一化

科学研究費補助金に係る事務処理手続きに関するルール等に関して今後とも継続して学内で説明会を行うとともに、様々な機会を捉えて使用ルール等の周知・徹底を図ります。

- ・ 東洋英和女学院大学 科学研究費補助金に関する定め
- ・ 東洋英和女学院大学 科学研究費補助金 執行手引き
- ・ 各種研究助成費（研究所経費含む）使用要領

2 職務権限の明確化と相互関係

本学における、公的研究費の運営・管理に関する管理責任者、責任範囲と権限、相互関係を下記のとおり明確にしております。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、学長とし、大学全体の公的研究費の運営・管理を適切に維持するための統括管理責任者に対する改善命令を行います。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者は、事務部長とし、公的資金等の運営・管理を適切に維持するための予算管理責任者及び事務担当者に対する改善指示を行い、最高管理責任者への報告の義務を負います。

(3) 部局責任者

部局責任者は、予算管理責任者とし、部署における公的研究費等の実質的な運営・管理を行うため、所属教員に対する改善指導を行い、統括管理責任者への報告の義務を負います。

(4) 事務担当者

事務担当者は、予算管理責任者の指示のもと、部署における公的研究費等の実質的な運営・管理を行うため、所属教員に対する改善指導を行い、部局責任者（予算管理責任者）への報告の義務を負い、総務課会計担当者との連絡調整を図ります。

3 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関するルールの徹底ならびに関係者の意識向上のため、年1回研究者を対象に説明会を実施するとともに、学内諸規程等の配布及び「会計ハンドブック」の総務課ホームページ上での公開を通じて周知を図ります。

なお、研究者及び事務職員の行動規範については、「東洋英和女学院大学研究活動に係る不正防止に関する規程」第7条に規定されています。

4 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

本学のすべての教職員が遵守すべき行動規範を策定しています。また、不正に係る調査や懲戒に関する学内規程も整備されています。

- ・ 東洋英和女学院大学研究活動に係る不正防止に関する規程
- ・ 東洋英和女学院経理規程
- ・ 東洋英和女学院教育職員研究経費運用要綱
- ・ 東洋英和女学院職員任免規程
- ・ 東洋英和女学院職員懲戒規程

III 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1 本学に学術研究倫理委員会を設置し、不正を発生させる要因の把握については委員会を中心となり大学全体で取り組み、公的研究費の執行に関する具体的な不正防止対応計画を以下のとおり策定しました。今後は、この計画に基づき不正を発生させる要因の把握ならびに計画の実施に取り組みます。また、この防止計画は最高管理責任者である学長が率先して実施していくこととしています。

- ・ 東洋英和女学院大学における公的研究費の不正使用防止計画

2 大学全体の観点から、不正防止計画を推進する部署を総務課といたしました。

IV 研究費の適正な運営・管理活動

1 予算執行の際には、必ず稟議書と証ひょうを提出してもらい、事務局内で回付しています。

2 物品費の適正な執行を図るため、納品の場合は必ず業者から総務課会計宛に送付してもらい、検収後研究者へ渡しています。また、研究者自身が購入したものについても、必ず検収を行い、すべての物品に対して検収を行うことで、常に不正を発生させる要因がなにか確認する体制を確立しています。

- ・ 発注～検収～支払い業務のフロー図

3 総務課会計にて各研究者の収支簿を管理し、予算執行状況を把握しています。研究者の要請があればその都度収支簿を示すとともに、毎年12月頃に執行状況を知らせ、年度末に向けての執行を促しています。

4 不正な取引に関与した業者に対しては、学術研究倫理委員会がその対応を検討し、決定することになります。

5 研究者の出張にあたっては、事前に出張願いの届出、事後に出張記録書、航空券の場合には領収証を提出してもらい、研究者の出張計画の実行状況等を把握する仕組みを確立しています。

- ・ 旅行申請～支払までのフロー図

6 被雇用者の勤務実態の把握について、研究者に事前に年間実施計画書を提出してもらい、出勤簿の管理を事務局総務課庶務にて適切に行うとともに、謝金等の支払い手続きには稟議書の作成を義務付け、適正に行っています。

- ・ 被雇用者の募集～給与・謝金等の支払までのフロー図

V 情報の伝達を確保する体制の確立

1 公的研究費の運営・管理に関する不正な行為等については、大学の内外を問わず誰でも通報することができる通報窓口を設置しました。

通報の方法は、下記に記載した学内の通報窓口で電話、電子メール、ファックス、文書又は口頭により、受け付けます。なお、通報者の氏名公表等は行っておりません。

通報（告発）の受付窓口

機関内外からの通報（告発）の窓口を学長室とします。

専用メール〔アドレス〕 gakusitu@toyoeiwa.ac.jp

郵送〔送付先〕〒226-0015 横浜市緑区三保町 32

東洋英和女学院大学 学長室

電話・FAX〔番号〕 TEL 045-922-7250 FAX 045-922-6643

2 公的研究費の事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置しました。

相談受付窓口

機関内外からの公的研究費の執行に関するルールの問い合わせ、相談窓口を総務課会計とします。

東洋英和女学院大学 総務課会計

電話 045-922-5511

VI モニタリングの在り方

すべての支払に対し稟議書を提出し回付することを通常監査とみなすとともに、年1回特別監査を大学内で行っています。また、総務課会計担当者、総務課長、事務部長、学術研究倫理委員会、研究費不正防止計画推進部署、監事、公認会計士、法人事務局経理部が連携して、公的研究費の使用に関する効果的な監査が実施できるよう体制が整備されています。